

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第88号

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年安城市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第14条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「時間がある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「）を」を「を」に改める。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（条例第17条の2第2項の規則で定める期間）

第23条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。